

# 任意継続組合員の皆さまへお知らせ

《令和3年分(令和3年1月～令和3年12月)》

## 任意継続掛金納付証明書を 令和4年1月に発行します!

任意継続掛金および介護掛金については社会保険料控除の対象となりますので、令和3年(令和3年1月～令和3年12月)中に納付された掛金の納付証明書(右図参照)を令和4年1月中旬にご自宅へ郵送いたします。

確定申告の際に必要なとなりますので紛失にご注意ください。

※社会保険料控除および確定申告にかかる詳細につきましては、税務署にお問い合わせください。

任意継続掛金納付証明書

見本

下記の金額は、

令和3年1月～令和3年12月

に納付された任意継続掛金であることを証明します。

任意継続 組合員	氏名	共 済 太 郎		
	記号	999	番号	9999
任意継続 掛 金	短期	411.312		
	介護	84.816		
	合計	496.128		

令和4年1月△△日

埼玉県市町村職員共済組合

理事長 原 口 和 久

埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号

この証明書は、確定申告時の社会保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。